○農林水産省告示第八百二十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百六号（漁業災害補償法第百十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一号中「てん補方式に」を「塡補方式に」に改め、同号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分		塡補方式													
漁業の種類	漁業に使用する漁船の合計総トン数又は共済契約者の所属する都道府県等の区域	全事故比例塡補方式	約定限度内塡補方式 特約で定める割合が三〇%の場合	約定限度内塡補方式 特約で定める割合が二〇%の場合	約定限度内塡補方式 特約で定める割合が一〇%の場合	支払上限付塡補率逓増方式	支払上限付小損害低塡補方式	支払上限付小損害不塡補方式	約定限度内低事故不塡補方式 特約で定める割合が三〇%の場合	約定限度内低事故不塡補方式 特約で定める割合が二〇%の場合	約定限度内低事故不塡補方式 特約で定める割合が一〇%の場合	支払上限付低事故不塡補方式 特約で定める割合が三〇%の場合	支払上限付低事故不塡補方式 特約で定める割合が二〇%の場合	支払上限付低事故不塡補方式 特約で定める割合が一〇%の場合	地震等限定塡補方式
(一)法第百四条第一号（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する共同漁業権に基づく漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第五項第一号の第一種共同漁業であってわかめをとる漁業	―	一五・一七%	八・八四%	七・〇二%	四・二三%	八・九三%	一一・五八%	一〇・〇四%	七・四〇%	五・〇〇%	一・八三%	三・六五%	六・〇五%	九・一三%	〇・一〇%
(二)法第百四条第一号に規定する共同漁業権に基づく漁業法第六条第五項第一号の第一種共同漁業であってこんぶをとる漁業	1　区	一一・四一	八・三五	六・四五	三・四九	六・八〇	八・六八	六・五一	六・五六	四・五五	一・八〇	一・八〇	三・八一	六・五六	〇・一〇
	2　区	六・七九	五・八〇	四・五三	二・五六	四・〇四	五・一六	三・八七	四・五三	三・一六	一・一九	一・四八	二・七六	四・六三	〇・一〇
	3　区	一四・一三	九・四七	六・九七	三・八四	八・四〇	一〇・七四	八・〇四	七・四三	五・一九	一・九七	二・二四	四・三八	七・五一	〇・一〇
	4　区	二六・七三	一三・九六	九・八六	五・二〇	一五・九三	一六・六〇	一五・三三	一一・五九	八・〇四	三・〇三	三・二九	六・七六	一一・六八	〇・一〇
(三)法第百四条第一号に規定する共同漁業権に基づく漁業法第六条第五項第一号の第一種共同漁業であっててんぐさをとる漁業	―	一八・五九	一三・三一	九・九五	六・〇七	一三・五一	一六・五一	一三・八六	一〇・〇八	六・八五	二・七三	三・七五	六・九八	一一・一一	〇・一〇
(四)法第百四条第一号に規定する共同漁業権に基づく漁業法第六条第五項第一号の第一種共同漁業であってあわびをとる漁業	―	一〇・四四	七・七四	六・一三	三・七八	四・五九	五・五四	三・二六	五・九四	四・三三	一・七一	一・四四	二・七〇	五・三三	〇・一〇
(五)まき網を使用してしいらをとることを目的とする漁業	―	二七・七四	一七・二〇	一三・五四	七・〇三	一一・五八	一五・四〇	一三・九八	一五・一一	一〇・〇七	三・六一	七・八九	一三・〇三	一九・二九	〇・一〇
(六)まき網を使用して営む漁業（(五)に掲げるものを除く。）	―	一三・一一	九・一一	六・七一	四・四四	五・六三	六・八八	四・一〇	七・〇七	五・五一	二・二八	一・〇九	二・五三	五・六四	〇・一〇
(七)棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	百トン未満	一六・〇八	一〇・五八	七・九八	五・三〇	七・一一	八・九六	六・一三	八・七四	六・三七	二・四九	一・九五	四・三三	八・一〇	〇・一〇
	百トン以上	一三・八一	九・三九	六・八〇	四・四四	六・一一	七・七〇	五・二五	七・四五	五・五一	二・〇六	一・七四	三・七八	六・九一	〇・一〇
(八)敷網を使用して営む漁業（(七)に掲げるものを除く。）	―	一〇・六三	八・四三	六・七三	三・九七	三・九一	四・六〇	二・五一	六・〇〇	四・七〇	一・九五	一・五四	二・八四	五・五九	〇・一〇
(九)船びき網を使用して営む漁業	5　区	一五・〇三	一一・五九	九・二四	五・三三	一一・八九	一三・六三	一一・二六	八・三〇	六・一一	二・五三	二・五三	四・五五	八・三〇	〇・一〇
	6　区	七・九七	六・一六	四・八八	三・〇九	六・二九	七・七〇	五・九七	四・七五	三・六〇	一・六八	一・五五	二・八四	四・六三	〇・一〇
	7　区	一一・二七	八・四六	六・七四	四・二三	八・九二	一〇・三四	八・四四	六・一一	四・五五	二・〇四	二・〇四	三・六一	六・一一	〇・一〇